

○みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金

【申請要領】

●制度の概要

梅の不作及び降雹被害の影響により事業活動を縮小した梅干製造業者が、労働者の雇用維持を図るための休業等に対して、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた場合に、町が補助金を交付する制度です。

●対象要件

令和８年１月１日～令和９年９月３０日の間に休業等を実施し、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた者のうち、下記要件に該当する者

- ・梅干製造業を営んでいる事業者
- ・町内の事業所（休業等を実施したものに限る。）において事業を営む個人事業者又は商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を町内に有する法人
- ・市区町村税を完納している者

●申請手続き

みなべ町役場産業課（本庁舎１階）の窓口へ、必要書類を提出してください。（郵送可）

【必要書類】

- （１）みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金交付申請書（様式第１号）
- （２）みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助額算定書（様式第２号）
- （３）国の助成金の支給決定通知書の写し
- （４）国の助成金の申請に係る提出書類の写し
- （５）町税完納証明書（未納がない証明）
- （６）梅干製造業の概要が分かる書類
- （７）商業登記簿の写し（法人の場合）
- （８）補助金請求書

(1) みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金交付申請書（様式第1号）

交付申請書に、事業所住所、事業所名、代表者名、電話番号を記入します。日付、交付申請額は空白のまま提出してください。

(2) みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助額算定書（様式第2号）

赤枠薄黄色のセルに、国の助成金の申請に係る提出書類から転記していただきます。薄緑色のセルは自動入力となっています。

・各項目の入力方法

記入欄	書き方
(1) 国の雇用調整助成金の支給決定額	国の様式第5号(2)「雇用調整助成金 助成額算定書」の(10)支給を受けようとする助成額の⑭を休業欄に、⑮を教育訓練欄に転記
(2) 月間休業等延日数	国の様式第5号(2)「雇用調整助成金 助成額算定書」の(5)助成対象となる月間休業等延日数の⑫を休業欄に、⑬を教育訓練欄に転記
(3) 国の助成率	国の様式第5号(2)「雇用調整助成金 助成額算定書」の(3)の助成率を選択
(4) (1)のうち教育訓練に係る加算額	国の様式第5号(2)「雇用調整助成金 助成額算定書」の(6)の教育訓練に係る加算額の合計を転記
(9) 国の雇用調整助成金の支給決定額	国の様式第6号(1)「雇用調整助成金(出向)支給申請書」の(5)支給を受けようとする助成金額を転記
(12) これまでのみなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金受給金額の合計	これまでに受けたみなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金の総額を記入

(3) 国の助成金の支給決定通知書の写し

町への申請は国の支給決定通知が届いてからとなります。国の支給決定通知を保管しておくようにしてください。

（４）国の助成金の申請に係る提出書類の写し

計画提出時および支給申請時に国へ提出した書類の一式の写しを提出して頂きます。国へ申請書類を提出される際は提出書類の控えを保管しておくようにしてください。

（５）町税完納証明書（未納がない証明）

本庁舎 1 階税務課にて取得していただきます。手数料は 200 円です。法人であれば法人名の納税証明書を、個人事業主であれば個人の納税証明書を取得いただきます。

（税務課窓口にて、「未納がない証明」の発行をご依頼ください。）

（６）梅干製造業の概要が分かる書類

漬物製造業の営業許可証、パンフレット、ホームページ等、梅干製造業を営んでいることが分かる書類を提出していただきます。

（７）商業登記簿の写し（法人の場合）

町内の本店若しくは支店が記載された商業登記簿の写しを提出していただきます。

（８）補助金請求書

請求書に、事業所住所、事業所名、代表者名を記入し、振込先口座が分かる書類を添付して、ご提出してください。

日付、交付請求額は空白のまま提出してください。

※この事業による 1 事業者あたりの補助金上限額は 500,000 円です。

（補助金上限額には、この事業が開始した令和 7 年 4 月から交付決定し、確定した補助金も含まれます）